

佐賀県告示第二百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年七月十九日から平成二十三年八月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月十九日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
	区	間			
県道 鳥巢浜崎停 車場線	唐津市七山木浦字政ノ木二八 八九番八九地内	前	一七・二	三三・五	
		後	一〇・六		
	唐津市七山木浦字政ノ木二八 八九番五〇地内	前	一一・二	三七・一	
		後	七・〇		
唐津市七山木浦字政ノ木二八 八九番五〇地内	前	一八・〇	四三・四		
	後	七・〇			